

一般会計等財務書類に係る注記

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産等の評価基準及び評価方法

原則として取得原価により計上しています。ただし、道路及び水路の敷地のうち、取得原価が不明なもの及び無償で移管を受けたものは備忘価額1円としています。なお、行政サービス提供能力が著しく減少した場合等は、相当の減額を行った後の価額で計上しています。また、物品は、取得価額が500千円以上（美術品は3,000千円以上）の場合に計上しています。

(2) 出資金の評価基準及び評価方法

市場価格のない出資金

取得原価により計上しています。ただし、実質価額が著しく低下したものについては、相当の減額を行った後の価額で計上しています。

(3) 有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産及び無形固定資産（リース資産を除きます。）・・・定額法

② リース資産

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産（リース期間が1年以内のリース取引及びリース契約1件あたりのリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）

・・・自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

イ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

・・・リース期間を耐用年数とし、残存価値をゼロとする定額法

(4) 引当金の計上基準及び算定方法

① 徴収不能引当金

未収金については、過去5年間の平均不能欠損率により（又は個別に回収可能性を検討し）、徴収不能見込額を計上しています。

② 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(5) リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(6) 資金収支計算書における資金の範囲

地方自治法第235条の4第1項に規定する歳入歳出に属する現金としています。

(7) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

消費税及び地方消費税の会計処理

税込方式によっています。

2 重要な会計方針の変更等

重要な会計方針の変更はありません。

3 追加情報

(1) 対象範囲（対象とする会計名）

一般会計

(2) 地方自治法第 235 条の 5 の規定により出納整理期間が設けられています。当会計年度に係る出納整理期間（令和 6 年 4 月 1 日～令和 6 年 5 月 31 日）における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

(3) 地方公共団体財政健全化法における健全化判断比率の状況

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
—	—	3.1	—

(4) 繰越事業に係る将来の支出予定額

区分	金額
繰越明許費（一般会計）	303,963,605 円

(5) 売却可能資産の範囲及び内訳

令和 6 年度予算において、財産収入として措置されている公有財産

土地	1 千円
建物	1 千円
物品	500 千円

(6) 基金借入金（繰替運用）の内容

基金借入金（繰替運用）はありません。

(7) 地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額

6,255,921 千円

(8) 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における将来負担比率の算定要素は、次のとおりです。

標準財政規模	8,050,825 千円
元利償還金・準元利償還に係る基準財政需要額算入額	850,994 千円
将来負担額	13,903,909 千円

充当可能基金額	4,981,064 千円
特定財源見込額	800,403 千円
地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額	6,255,921 千円

(9) 純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

貸借対照表の純資産における固定資産等形成分とは、資産形成のために充当した資源の蓄積をいい、固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金を加えた額を計上しています。また、余剰分（不足分）とは、費消可能な資源の蓄積（原則として金銭）をいい、流動資産（短期貸付金及び基金を除く）から負債を控除した額を計上しています。

(10) 資金収支計算書に係る事項

① 基礎的財政収支

業務活動収支（支払利息支出を除く。）	693,588,195 円
投資活動収支（基金積立金支出及び基金取崩収入を除く。）	△443,546,215 円
基礎的財政収支	250,041,980 円

② 既存の決算情報との関連性

ア 地方自治法第 233 条の規定に基づく決算情報との関連性

ストック情報（資産・負債）や現金支出を伴わないコストを発生主義で認識しています。

イ 既存制度との関連性

	収入（歳入）	支出（歳出）
歳入歳出決算書	12,530,739,315 円	11,883,912,848 円
財務書類の対象となる会計の範囲の相違に伴う差額	△492,322,674 円	460,000,000 円
資金収支計算書	12,038,416,641 円	12,343,912,848 円

歳入については前年度からの繰越金、歳出については歳計剰余金処分による基金積立額の分が相違します。

ウ 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳

資金収支計算書の業務活動収支	658,042,598 円
減価償却費	△1,117,478,058 円
徴収不能引当金の増減額	△770,214 円
賞与等引当金の増減額	29,317,945 円
未収金の増減額	174,693,213 円
固定資産除売却損益	19,495,133 円
資本的国県等補助金等	85,232,800 円
純資産変動計算書の本年度差額	△830,139,133 円

(11) 一時借入金の状況

一時借入金の借り入れはありません。なお、一時借入金の限度額は 500,000 千円です。